

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

全額損金となる寄付金について

Q:社長の出身大学に寄付をすることになりました。全額損金になりますか。

A:全額損金算入となる寄付金のポイントは次の二点です。

①その大学から毎年新卒者を採用しているなど会社の優秀な人材の確保をするため等の理由でされる寄付金であること

②その大学が国立又は公立であること

〈全額損金とならない場合〉

イ. 役員賞与

会社が支出した寄付金でも、ポイント①のような会社と学校との密接なつながりがない場合等で、社長個人が負担すべきものと認められるものは、社長に対する役員賞与となり全額損金の額に算入されません。そればかりか、その役員について所得税が課されます。

ロ. 私立大学

学校に対する寄付金が、その学校が国立又は公立である場合には、国又は地方公共団体に対する寄付金に該当しますので、その全額が損金の額に算入されます。

一方、その学校が私立の場合には、特定のものを除き、公益法人に対する寄付金に該当しますので、損金算入限度額の範囲内しか損金の額に算入することはできません。

ハ. 利益処分から支出した寄付金

利益処分により支出した寄付金は、全額損金の額に算入されません。

